

(別記様式第1号)

| | |
|--------|--------------------|
| 計画作成年度 | 平成31年度 |
| 計画変更年度 | 令和元年度 (R2.3.31) |
| 計画主体 | 新十津川町 |

新十津川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 新十津川町産業振興課
所在地 北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1
電話番号 0125-76-2134
FAX番号 0125-76-2785

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

- (1) 対象鳥獣 エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、鳥類（サギ・カラス・キジバト）
- (2) 計画期間 令和元年度～令和3年度
- (3) 対象地域 北海道新十津川町

2 鳥獣による農水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------|---------|------------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| エゾシカ | 水稻 | 18,706千円 15.86ha |
| | そば | 227千円 4.89ha |
| | 大豆 | 528千円 2.48ha |
| | 小麦 | 91千円 0.91ha |
| ヒグマ | — | 0千円 0.00ha |
| キツネ | — | 0千円 0.00ha |
| アライグマ | スイートコーン | 383千円 0.78ha |
| | メロン | 84千円 0.01ha |
| 鳥類 | 水稻 | 11千円 0.01ha |

(2) 被害の傾向

| 鳥獣の種類 | 内 容 |
|-------|---|
| エゾシカ | 農作物の播種から収穫までの長期間に渡り出没し、町内一円において被害が発生している。また、農作物以外には圃場の畦畔を崩すなどの被害が発生している。周辺における生息数自体は増加傾向にあると推測される。近年では市街地や道路周辺への出没も多く交通事故も懸念され、農業生産者のみならず、住民生活にも影響している。また、森林被害（樹皮の食害）も一部見受けられる。 |
| ヒグマ | 生息数は不明だが、12月から3月の冬眠期間を除き、山間地域のみならず、農村集落内の住宅近くの主要道路を横断するなどの目撃情報も多い。 |
| キツネ | 町内全域に生息し、主に8月以降の農作物の収穫期に被害が増加する。被害は報告されていないが、予防及び減少に努める必要がある。 |
| アライグマ | 全地域において、収穫期のスイートコーンに食害が見受けられる。捕獲頭数が大幅に増加していることから、捕獲対策を整備し、被害の予防及び減少に努める必要がある。 |
| 鳥類 | 一年を通して、畜産農家での配合飼料を荒らす等の被害報告があるが、特に5月頃は苗の引き抜きなどの農作物被害が増大する。また、繁殖期子育て時期には、側を通りかかる子供や高齢者を襲うなどの人的被害も報告されている。 |

(3) 被害の軽減目標

| 指 標 | 農業被害金額及び面積 | |
|-------|------------------|------------------|
| | 現状値（平成29年度） | 目標値（令和3年度） |
| エゾシカ | 19,552千円 24.14ha | 16,200千円 20.00ha |
| ヒグマ | 0千円 0.00ha | 0千円 0.00ha |
| キツネ | 0千円 0.00ha | 0千円 0.00ha |
| アライグマ | 467千円 0.79ha | 295千円 0.50ha |
| 鳥類 | 11千円 0.01ha | 10千円 0.01ha |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| 区分 | 被害防止対策の内容 | | 課 題 |
|--------------|-----------|---|--|
| 捕獲等に関する取組 | エゾシカ | <ul style="list-style-type: none"> ・銃器、くくりワナによる捕獲 ・猟友会に対し有害鳥獣駆除の委託契約を締結する。 130,572円/年 | 猟友会会員の高齢化による捕獲者の減少し、広範囲の捕獲が困難な状況にある。 |
| | ヒグマ | <ul style="list-style-type: none"> ・銃器による捕獲 ・駆除委託に関する特別報酬として19,000円/日を支給 | |
| | キツネ 鳥類 | <ul style="list-style-type: none"> ・銃器による捕獲 ・猟友会に対し有害鳥獣駆除の委託契約を締結する。 370,656円/年 | |
| | アライグマ | <ul style="list-style-type: none"> ・箱ワナ（20基）による捕獲 | アライグマについては捕獲者及びワナの数量から、捕獲可能な頭数に限界がある。 |
| 防護柵設置等に関する取組 | エゾシカ | <ul style="list-style-type: none"> ・一部地域において中山間直接支払事業により爆音機、電気柵を設置 | 耕作地が広大で、なおかつ山間部深くまで広がっていることから、経費面や維持での理由により設置が不可能な状況にある。 |

(5) 今後の取組方針

- ア 農林業関係機関、猟友会、農業団体及び警察署と連携した、被害防止に係る効果的な対策等の検討
- イ 捕獲担い手の育成対策に係る検討
- ウ 捕獲体制の整備
- エ 有害鳥獣に関する研修会の実施による、防止対策従事者の技術向上
- オ 個別の取り組み

| 鳥獣の種類 | 内 容 |
|--------|---|
| エゾシカ | 猟友会と連携し捕獲及び追い払いを行う。また、わな狩猟免許を取得した農業者に対し技術講習会等を実施して、くくりワナによる捕獲数増加を図る。また、農業者自ら銃器による駆除を実施する。なお、捕獲した個体の残渣処理については、食肉加工施設へ搬入し、または一般廃棄物処理場で焼却処理する。 |
| ヒグマ | 猟友会と連携し巡視及び追い払いを行うが、人命及び農作物に被害が及ぶと判断される場合はヒグマ用箱ワナによる捕獲を行う。なお、捕獲した個体の残渣処理については、一般廃棄物処理場へ搬入し、焼却処理する。また、クマよけ鈴の携帯や屋外での生ゴミ放置に関する呼びかけなど、ヒグマとのあつれきを未然に防止するための継続的な普及啓発活動を行うとともに、ヒグマの出没地域においては、出没注意看板の設置による注意喚起を行うものとする。 |
| キツネ・鳥類 | 猟友会と連携し捕獲及び追い払いを行う。なお、捕獲した個体は、一般廃棄物処理場へ搬入し、焼却処理する。 |
| アライグマ | 外来生物法に基づく防除実施計画を作成し、技術講習会を開催する。また、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を確保できる者については従事者証を発行し、箱ワナによる捕獲を推進する。従事者において、農業者は自らの被害防止のため捕獲を行うほか、一般住民はアライグマの発生源となっている一般住宅において捕獲を行い、捕獲圧を高めて農業被害を防止する。なお、捕獲した個体は、一般廃棄物処理場へ搬入し、焼却処理する。 |

3 対象鳥獣の捕獲に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

ア 関係機関と連携、協力し、効果的な対策を協議するとともに、有害鳥獣からの農業被害、生活環境被害を最小限に留める。

イ 従来の有害鳥獣駆除として猟友会に対し、有害鳥獣駆除委託契約を行う。

ウ 鳥獣ごとの捕獲体制は、次のとおり。

| 区 分 | 捕獲の種別 | 内 容 |
|--------|-------------|---|
| エゾシカ | 銃器 くくりワナ | 猟友会が捕獲を実施し、運搬及び処理を行う。 わな免許を所持する農業者自らが捕獲を実施し、運搬及び処理を行う。 |
| ヒグマ | 銃器 箱ワナ | 猟友会が捕獲及び箱ワナの設置を実施し、運搬及び処理を行う。 |
| キツネ・鳥類 | 銃器 | 猟友会が捕獲を実施し、運搬及び処理を行う。 |
| アライグマ | 箱ワナ | 従事者証の交付を受けた者が箱ワナの設置を実施し、運搬及び処理を行う。 |

(2) その他捕獲に関する取組

| 年 度 | 対象鳥獣 | 取 組 内 容 |
|-------|-----------------------|---|
| 令和元年度 | エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、鳥類 | 有害鳥獣に関する知識及び捕獲技術の向上を目的とした研修会等の開催、銃免許取得費用等の助成 有害鳥獣の生態調査に係る協力金 |
| 令和2年度 | エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、鳥類 | 同 上 |
| 令和3年度 | エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、鳥類 | 同 上 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

ア 捕獲計画数

捕獲計画数は、近年の捕獲実績を基に次のとおり設定する。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-------|--------------------|-------|-------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| エゾシカ | 350 | 350 | 350 |
| ヒグマ | 出没個体ごとに捕獲の必要性を検討する | | |
| キツネ | 100 | 100 | 100 |
| アライグマ | 500 | 500 | 500 |
| 鳥類 | 500 | 500 | 500 |

イ 捕獲等の取組内容

- ・捕獲予定場所は、町内一円とする。
- ・ヒグマは4月から11月まで、エゾシカ、キツネ、アライグマ及び鳥類は狩猟期間を除く通年を捕獲期間とする。
- ・銃は、ライフル及び散弾銃とする。
- ・ワナは、くくりワナ及び箱ワナを使用する。

※捕獲手段について

原則として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第1項または第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。

※捕獲予定場所について

原則として、道指定鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）は、捕獲区域に含めない。

ウ ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

被害を防ぐ事前策として、わなの設置、電気柵などが有効であるが、支えとなる立木の確保など、設置場所の条件が満たされなければならない。農地での被害が生じている場合には、如何に確実に駆除するかが重要であり、警戒心の強いエゾシカなどの駆除の場合は射程が長く、威力の高いライフル銃による個体調整の必要性がある。これらの理由から、本町における猟友会による捕獲活動は、ライフル銃を用い、町内一円において行うことが不可欠となる。

- (4) 許可権限委譲事項
該当なし。

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

- (1) 侵入防止柵の整備計画
該当なし。

- (2) その他被害防止に関する取組

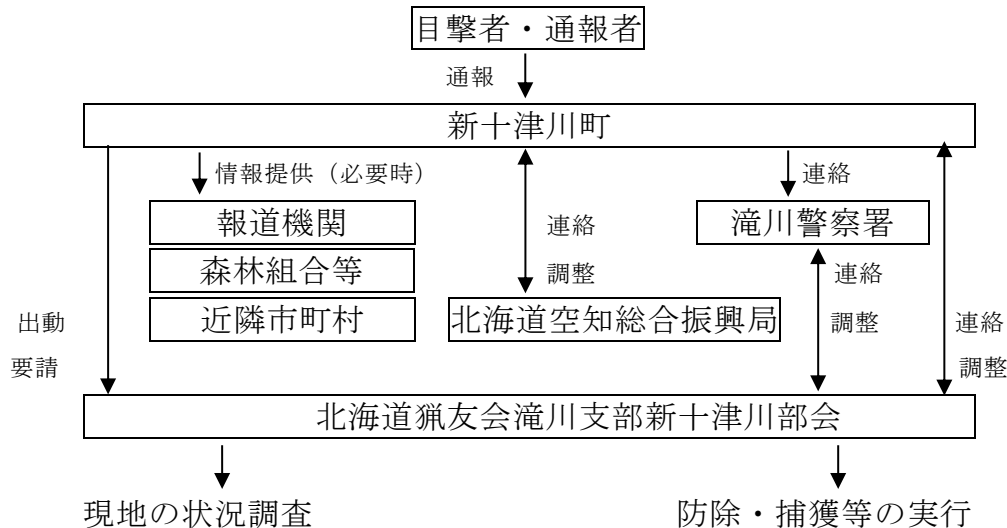
| 年 度 | 対象鳥獣 | 取 組 内 容 |
|-------|-----------------------|---|
| 令和元年度 | エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、鳥類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会新十津川部会との有害鳥獣駆除委託契約 ・ 地域における研修会実施等による、被害防止に係る普及啓発活動 ・ ゴミや廃棄農作物等のヒグマの誘引物除去に係る啓発活動 ・ 農業者による捕獲を推進するため銃免許取得費用等の助成 ・ 有害鳥獣の生態調査に係る協力金 |
| 令和2年度 | エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、鳥類 | 同 上 |
| 令和3年度 | エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、鳥類 | 同 上 |

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

- (1) 関係機関等の役割

- ア 北海道空知総合振興局
関係機関との連絡調整
- イ 滝川警察署
住民の避難誘導、立ち入り規制、住民の啓発、情報提供
- ウ 新十津川町
情報収集及び関係機関との連絡調整、住民への啓発・周知
- エ 北海道猟友会滝川支部新十津川部会
町・警察と連携し有害鳥獣の防除、捕獲等の実行、現地の状況調査

(2) 緊急時の連絡体制



6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、一般廃棄物処理場に搬入し、焼却処分とする。ただし、持ち帰りが困難な場合は、捕獲現場で埋設する。なお、エゾシカについては食肉加工施設への搬入も行い、ヒグマについては献体し、調査、解剖を行う。

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

エゾシカについては、食肉加工施設への搬入を行い、食用肉として利活用する。

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

ア 被害防止対策協議会の名称

新十津川町有害鳥獣対策協議会

イ 構成機関及び役割

(ア) 新十津川町

鳥獣被害防止対策の統括、鳥獣被害防止計画の策定、変更、鳥獣捕獲員への連絡調整、捕獲許可申請事務、住民への普及啓発広報活動、町有林内の被害調査等

(イ) 猟友会新十津川部会

鳥獣捕獲員の統括及び鳥獣の捕獲

(ウ) ピンネ農業協同組合

農作物被害情報の収集及び提供

(エ) 新十津川町農業委員会

農作物被害情報の収集及び提供

(オ) そらち森林組合

森林被害情報の収集及び提供

(2) 関係機関に関する事項

- ア 北海道空知総合振興局農務課
鳥獣被害防止計画の指導、農作物被害に関する情報提供
- イ 北海道空知総合振興局環境生活課
鳥獣対策の窓口（捕獲許可申請等）
- ウ 北海道空知総合振興局林務課
森林被害に関する情報提供
- エ 北海道空知総合振興局森林室
道有林内の被害調査、駆除時の入林許可等
- オ 空知農業改良普及センター中空知支所
農作物被害対策に関する営農指導
- カ 北海道中央農業共済組合中空知支所
農作物被害情報の収集、提供
- キ 町内各駐在所
鳥獣による交通事故対応、ヒグマ等の出没時の警備
- ク 新十津川町行政区方面別代表区長
農作物被害情報の収集及び提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ア 鳥獣被害対策実施隊による、被害防止策の普及啓発並びに狩猟者の確保及び育成を行う。
- イ 実施隊への民間隊員の登用について検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

銃器を使用して有害鳥獣を捕獲するに当たっては、狩猟に関する関係法令の順守と安全確認を徹底することとし、狩猟事故の防止に努めるものとする。

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣駆除捕獲体制の確立に向け、施策の実施には柔軟に取り組むこととする。